

令和2年度行政事業レビューシート (金融庁)

事業名		課徴金制度関係経費			担当部局	総合政策局		作成責任者			
事業開始年度	平成17年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課審判手続室	森田哲次					
会計区分	一般会計										
根拠法令(具体的な条項も記載)	金融商品取引法第185条、第185条の4、第185条の5 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第13条 公認会計士法第34条の47、第34条の50、第34条の51 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令第14条			関係する計画、通知等							
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	審判手続において、被審人に与えられた種々の権利を保障し、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保すること。										
事業概要(5行程度以内。別添可)	審判手続において、下記について法令に基づき行うもの。 ○被審人の申立て又は審判官の職権で、参考人に出頭を求めて審問すること。 ○被審人の申立て又は審判官の職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずること。 ○審判手続に関する者に対し日本語が通じないとき、通訳人を立ち会わせること。 ○被審人の申立て又は審判官の職権で、審判官が事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。										
実施方法	直接実施、委託・請負										
予算額・執行額(単位:百万円)		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求					
	予算状況	当初予算	4	4	4	1.9	3.8				
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
		計	4	4	4	1.9	3.8				
		執行額	0	0	0.1						
		執行率(%)	0%	0%	3%						
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	-	3%						
令和2・3年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由							
	諸謝金	1.3	3.2	被審人が外国居住の事案につき、海外当局に対し管轄官庁送達を依頼するに当たり、迅速化のため、あらかじめ書証等の翻訳文書まで添付する扱いを行ったところ、今後も同様の扱いをする蓋然性が高いことから、翻訳謝金につき、新規で要求するものである。							
	金融政策業務旅費	0.2	0.2								
	参考人等旅費	0.4	0.4								
	その他	0	0								
	計	1.9	3.8								
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成29～令和元年度の達成状況・実績						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標年度	目標最終年度	
		課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するため、参考人の出頭や、通訳等の確保。	参考人の出頭や、通訳等が必要になった際に、それらを手配できた回数。	実績	回	1	0	2	-	-	
				目標値	回	1	-	2	-	-	
達成度	%	100	-	100	-	-					
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込			
	支出実績/期日開催回数			単位当たりコスト	千円	0.6	0	20.6	-		
				計算式	千円/回	4/7	0/17	124/6	-		
政策評価、新経済・財政再生計画と	政策	基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上									
	施策	施策Ⅲ-1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化									
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		課徴金制度の適切な運用	我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用する。	令和元年度	不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、課徴金納付命令を行う。 施策の進捗状況(実績) 不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、49件の課徴金納付命令(不正取引:42件、有価証券報告書等の虚偽記載等:7件)を行った。						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											

不公正取引等の違反行為に対し、審判官による審判手続を経て、課徴金納付命令を行うといった課徴金制度を迅速かつ適切に行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に寄与する。

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、被審人に与えられた種々の権利を保障するものとする。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、被審人に与えられた種々の権利を保障するものであり、不利益処分を慎重に課すための行政手続であることから、国が主体となって実施すべきものであると考える。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、被審人に与えられた種々の権利を保障するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保することにより、我が国における市場取引の公正性・透明性の向上に資するものとする。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	通訳業務については少額随意契約により支出しているが、複数業者から見積書を徴取することにより、競争の確保やコストの削減に努めている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は被審人に与えられた種々の権利を保障するものであるため、受益者との負担関係においても妥当であるとする。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	通訳業務については少額随意契約により支出しているが、複数業者から見積書を徴取することにより、競争の確保やコストの削減に努めている。 参考人旅費については、政令で定める基準に従い算出しており妥当と考える。 年度による単位当たりコストの増減も、支出の有無、多寡などの他律的な要素に基づくものであり、妥当と考える。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業における支出は法令上の要請に基づき行ったものであり、真に必要なものであると考える。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用率が大きい理由は、被審人からの申立て等が少なかったことや、審判官が立入検査をする必要のある事件がなかったからである。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業に係る経費は、法令上の要請に基づき、参考人の出頭や通訳人の立会いなどの被審人に与えられた種々の権利を保障するために必要な経費である。	
	改善の方向性	本事業にかかる経費については、引き続き適切に執行していく。	
外部有識者の所見			
(外部有識者点検対象外)			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	引き続き、法令上の要請に基づき、適切に執行すること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	本経費については、引き続き、適切な執行に努めていく。令和3年度においては、海外当局への管轄官庁送達依頼に際し翻訳謝金の増額が見込まれることから、前年比1.9百万円の増額となる予算要求を行っていく。		
備考			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	5.6	平成23年度	5.6
平成24年度	5.6	平成25年度	5.6
平成26年度	5.6	平成27年度	11
平成28年度	12	平成29年度	0009
平成30年度	0009		
平成31年度	金融庁 (0009)		

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	金融庁 0.1百万円 [課徴金制度関係経費]					
	【随意契約(少額)】 A.(株)サイマル・インターナショナル 0.1百万円 [審判手続における通訳]			【その他】 B.個人A 0.1百万円 [審判手続における参考人旅費]		
費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.(株)サイマル・インターナショナル			B.個人A		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	諸謝金	審判手続における通訳にかかる費用	0.1	参考人等旅費	審判手続における参考人の旅費	0.1
	計		0.1	計		0.1
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)サイマル・インターナショナル	6010001109206	審判手続における通訳	0.1	随意契約(少額)	-	-	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策
1	個人A	-	審判手続における参考人旅費	0.1	その他	-	-	